

平成28年12月定例会 議会運営委員会の概要

日時	平成28年12月 2日(金)	開会	午前	9時31分
		散会	午前	9時47分
	12月 8日(木)	開会	午前	9時34分
		散会	午前	9時40分
	12月14日(水) 第1回	開会	午前	9時41分
		休憩	午前	9時55分
	第2回	再開	午前	9時56分
		休憩	午前	10時 6分
	第3回	再開	午前	10時17分
		休憩	午前	10時18分
	第4回	再開	午後	1時51分
		散会	午後	2時
	12月22日(木) 第1回	開会	午前	9時32分
		休憩	午前	9時50分
	第2回	再開	午後	3時 4分
		閉会	午後	3時10分

場所 議会運営委員会室

出席委員 神尾高善委員長

伊藤雅俊副委員長、石渡豊副委員長

山下勝矢委員、木下高志委員、田村琢実委員、小林哲也委員、本木茂委員、
小島信昭委員、長峰宏芳委員、野本陽一委員、井上将勝委員、菅克己委員、
石川忠義委員、井上航委員、萩原一寿委員、村岡正嗣委員

出席者 宮崎栄治郎議長、石井平夫副議長

欠席委員 なし

説明者 塩川修副知事、中原健一企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

平成28年12月定例会 議会運営委員会における発言
(平成28年12月2日(金))

委員長

1 知事追加提出議案についてだが、塩川副知事の説明を求める。

< 塩川副知事 概要説明 >

< 企画財政部長 概要説明 >

委員長

2 質疑質問についての(1)質疑質問者氏名の確認についてだが、お手元の資料1により、質疑質問者氏名を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

次に、(2)質疑質問順位の決定についてだが、まず、12月8日(木)については、自民、民進・無所属、県民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、12月9日(金)については、自民、公明、共産党の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、12月12日(月)については、自民、民進・無所属、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

小島委員

12月12日については、1番目が神谷大輔議員、3番目が小川真一郎議員でお願いする。

委員長

次に、12月13日(火)については、自民、民進・無所属、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

小島委員

12月13日については、1番目が永瀬秀樹議員、3番目が中野英幸議員でお願いする。

委員長

次に、12月14日（水）については、全て自民であるので、自民の中で順位を調整することによいか。

< 了 承 >

小島委員

12月14日については、1番目が宇田川幸夫議員、2番目が新井一徳議員、3番目が小林哲也議員で願います。

委員長

それでは、質問順位を確認する。

<委員長、調整結果（別紙）を読み上げる。>

委員長

3 意見書・決議案についてだが、件名については、一般質問中日・12月12日（月）、案文については、一般質問最終日・12月14日（水）、それぞれ午後5時までに提出されるよう御協力をお願いします。

なお、各会派間における取りまとめについては、正副委員長に御一任願う。

また、委員会において提案するものについては、最終日・12月22日（木）の朝の議会運営委員会までに、御報告をお願いします。

委員長

4 執行機関の附属機関等の推薦委員氏名の確認についてだが、去る11月25日（金）の議運において、埼玉県国民健康保険運営協議会については、公明に1名、福祉保健医療委員長の充て職として1名を配分することと御決定いただいた。

まず、公明に推薦する委員の氏名報告を依頼したところ、石渡豊議員との報告があったので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

次に、もう1名については、福祉保健医療委員長の充て職で推薦することと決定したので、白土幸仁議員となる。

この件については、後ほど、事務局に処理させるので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

5 その他に入る前に、テレビ取材についてお諮りする。

県政記者クラブ幹事社及び飯能ケーブルテレビ株式会社から、本定例会の本会議を議場正面のテレビカメラブースからの撮影も含め、テレビ取材したい旨の申請があった。

この件については、特別な事情が生じない限り、申請のとおり、本定例会会期中の取材を許可することによいか。

< 了 承 >

委員長

その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、63番柳下礼子議員、84番渋谷実議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に、（2）次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問初日・12月8日（木）の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（3）本会議開会時刻についてだが、10時によいか。

< 了 承 >

委員長

1 全国都道府県議会議長会自治功労表彰議員の氏名報告についてだが、去る10月25日、全国都道府県議会議長会から、在職15年以上の議員として、84番渋谷実議員が、自治功労により表彰された。

については、本日の本会議において、この旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

小島委員

本会議前のお忙しいところではあるが、お時間をいただきたいと思う。
私たちは、今定例会で、議員提出議案として条例案を提案したいと考えている。
条例案の概要をお配りして、御説明させていただきたいと思う。
委員長におかれては、よろしくお取り計らいをお願いします。

委員長

それでは、自民の条例案の概要を事務局に配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

委員長

それでは、説明をお願いします。

小島委員

お配りした条例案の概要を御覧願う。
「理容師法施行条例」及び「美容師法施行条例」は、理美容業の適正な業務の規律と、公衆衛生の向上に資することを目的とした理容師法及び美容師法の施行条例である。
現在、理容所や美容所については、執行部において定期的な立入検査を行うことなどにより、衛生水準の確保が図られているところである。一方、出張理美容を専門とした理容師や美容師については、衛生面での指導の機会が確保されていないところである。
そうした中、平成28年3月に、厚生労働省が、出張理美容の対象を認知症患者や障害者等にまで拡大したことから、今後、出張理美容に係る需要が拡大することが見込まれる。
このため、全国に先んじて、出張理美容を専門とする理容師や美容師に対して、衛生上の措置に関する知識を修得するための講習の受講を義務付けるものである。
各会派におかれては、お持ち帰り御検討いただくようお願い申し上げます。

委員長

ただ今の件については、今後の議運で御協議いただきたいと思うので、よろしく願います。

委員長

3 その他に入る前に申し上げる。

本日から一般質問に入るが、質問時にパネル等を使用する場合には、「議長の許可を得た上で、必要最小限の範囲で認めること」とされているので、念のため申し上げる。

委員長

その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、（2）次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最終日・12月14日（水）の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（3）本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

委員長

1 議案(第118号議案ないし第147号議案)及び請願の各委員会付託についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議員提出議案についての(1)条例案についてだが、去る12月8日(木)の議運で自民から提案のあった条例案1件が提出されたので、御報告する。

まず、ア 案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、イ 提案説明の有無の確認についてだが、議第33号議案は、提案者を代表して、58番中屋敷慎一議員が提案説明を行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、この議案の取扱いについてだが、本日の本会議の一般質問1人目終了後に上程、提案説明を行い、一般質問3人目終了後に質疑を行うことでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、議案に対する質疑についてだが、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は議第33号議案の提案説明終了後の休憩中速やかに、ということはいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)意見書・決議案についてだが、各会派から提出された意見書・決議案の柱は、お手元の資料1のとおり、意見書20件であるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、案文については、さきの議運においてお願いしたとおり、本日午後5時までに提

出してくださるようお願いする。

< 了 承 >

委員長

3 予算特別委員会についてだが、去る11月25日（金）の議運において、予算特別委員会の設置に向けた協議を進めていくことについて、御決定いただいた。

そこで、昨年度の予算特別委員会設置要綱及び議会運営委員会決定事項を基に、正副委員長案として、お手元の資料2のとおり、予算特別委員会設置要綱（案）及び議会運営委員会決定事項（案）を作成したので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、議会運営委員会決定事項（案）については、昨年度のものに3点の変更を加えた。

内容としては、「部局別質疑は7日以内」としていたところを「6日以内」とし、「総括質疑、討論、採決は1日」としていたところを「総括質疑は1日、討論及び採決は1日」と2日間に分割し、「総括質疑の質疑時間は2時間30分」としていたところを「5時間」に延長したものである。

委員長

各会派におかれては、持ち帰り検討していただき、次の議運で御協議いただきたいと思うので、よろしくお願いする。

ただ今の件について、何か御意見はあるか。

田村委員

2点ほど御協議いただきたいと思う。

1点目は、各会派の割り振りの時間についてである。基本時間10分を各会派に割り振っているが、いわゆる議案提出会派ではない、また、代表者会議の構成員ではない会派が10分を得ており、疑義が生じている。各会派の質疑時間の割り振りについて再度御検討いただきたい。

また、もう1点は、今年の予算特別委員会において、議案の提出をしている知事が本庁舎内にいないことが多々あった。定例会における委員会審査もそうだが、我々は知事に招集され、時間拘束を受けて、審議をしているものである。不測の事態が生じたときに、知事をお呼びしなければならないことも考えられるので、知事におかれては、適切な配慮をいただきたいと思うが、よろしくお願いする。

菅委員

2点目の件の確認だが、今の常任委員会において知事は、禁足ではないが、県庁近辺にとどまっているような動きをされていると、私は確認している。それを今、厳格化するということなのか。

田村委員

厳格化ということではなく、元々県庁にいない人がある人が外出するという行為が

軽率であると言っている。その件で適切な状況を担保してほしいという要請をしていたきたいということである。

菅委員

この件は会派に持ち帰って議論させていただきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

野本委員

当たり前のことを議論するのか。

菅委員

全部に禁足をかけることで不都合が生じるかもしれない。基本的には、要綱に規定があって、答弁者は明確になっているわけである。その上で、変えるのであれば、要綱等を変えるべきである。その辺をもっと議論したい。

田村委員

これは議案の提案者の姿勢を問うているだけである。成文化しなければできないようなことではない。その姿勢が見られない。これは怠慢というのではないか。そういうことを話してほしいとお願ひしているだけである。

委員長

それでは、様々な御意見があつたが、整理させていただく。

当初予算案は、県政の根幹をなす重要な議案である。そのため、知事をはじめ、執行部におかれては万全の態勢をとるよう御配慮願う。

委員長

4 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

5 その他に入る前に申し上げる。

去る9月定例会の議運においても申し上げたが、改めて、一般質問の発言時間について確認する。

発言時間は、先例により、1人30分以内となっている。

各会派におかれても、改めて御確認いただくよう、よろしくお願ひ申し上げる。

田村委員

本日の一般質問に入る前に、御指摘させていただきたい議案がある。

昨日、企画財政部長が、永瀬議員のホームドアに関する質問に対する答弁において、こ

のように発言している。「こうした状況を踏まえ、現在、地元川口市と協力して、川口駅、西川口駅のホームドアについての協議を、JR東日本と行っている」と答弁している。しかし、御案内のとおり、昨日付けでJR東日本は、駅ホームの安全性向上に向けた取組について、大宮から桜木町間全ての駅にホームドアを設置すると発表した。全く協議をしていない状況が露呈していることになる。このような、軽率な、全く調べもしない、質問通告書を出しても確認もしないような状況では、一般質問を行っても意味がないと思うし、議会軽視も甚だしいと思う。

はっきり言って企画財政部長は問責に値すると考えるが、きちっとこの辺を整理してから一般質問に入らないと、おかしい状況が埼玉県政に残ってしまう。改善を求めたいと思うし、企画財政部長にも弁明の機会を与えないとならないと思うので、御配慮いただきたい。

委員長

ただ今の田村委員の御指摘に関して、何か御意見はあるか。

野本委員

田村委員の指摘が事実であれば、事実だと私も思うが、そうであれば、異常事態である。議会側は執行部の答弁は正しいものという前提で質問を行っている。虚偽の答弁とまでは言わないが、現状をきちっと調査しないで答弁しているとすれば、ゆゆしきことであり、問責に値する事態である。

ただし、そういうことがあったことについて、弁明というか、どうしてそのようなことになったのかを聴く必要がある。事実と異なったことを議会で答弁したとすれば弁明の余地はないのだろうと思うが、何かあれば聴いておいた方がよいと思う。

村岡委員

田村委員の発言により、そういうことがあったことを初めて知った。

今、議運にさきの提案がなされたので、委員長として受け止め、事実関係の確認や弁明を聴くなどし、今後の議運で御報告いただきたい。その上で対応を協議するのがよいのではないか。

田村委員

私は、一般質問に入る前にこの問題について決着をつけておかないと、今後の執行部答弁が信用できなくなるという話をしている。

村岡委員

事実関係の確認をさせていただきたい。

委員長

このことについて、確認をさせていただく。

田村委員

企画財政部長も議運に出席しているのだから、今、聴いてしまえばよい。

委員長

暫時、休憩する。

企画財政部長

ただ今、昨日の一般質問における私の答弁について、御意見があった。

私の方では、JR川口駅、西川口駅のホームドア設置について、川口市と協力しながら、県として協議させていただいているという答弁をさせていただいたと記憶している。川口市の方からは、川口駅、西川口駅のホームドア設置について、早期に設置していただきたい、具体的には来年度是非、との御要望をいただいている。それを踏まえ、私どもも、昨日答弁申し上げたように、場合によっては財政的支援というのにも必要であるので、来年度予算案を編成するに当たり、しっかりとJR東日本の意向を確認していかなければならない、ということで、実際にJR東日本とやり取りをさせていただいているところである。

私自身がJR東日本とやり取りしているかということ、そういう形ではなく、担当課の方でJR東日本と協議をさせていただいており、答弁に当たり、担当課に、協議を行っているかどうかという事実を確認した上で、お答えさせていただいているところである。

なお、今朝新聞に出ていたJR東日本の計画については、新聞をお読みになってもお分かりになるかと思うが、非常に長期の整備計画という形である。私が昨日答弁させていただいたのは来年度の、答弁では来年度とは申し上げなかったが、早期の設置ということで、特に西川口駅、川口駅について協議させていただいていると答弁したところである。

委員長

大宮 - 桜木町間の全てに設置するというのが今朝の新聞であった。昨日の答弁の時点では、必ず近い将来設置する、といった答弁があってもよかったのではないかと。

田村委員

丁寧な答弁というか、うまい答弁をされたと思うが、これを私が問題とするのは、昨日・12月13日、一般質問と同日にJRが発表するという情報を知らない時点で協議などしていないのではないかと考えたためである。担当課が協議しているとの答弁だったが、これすら知らない。担当課長は国交省から来ており、国交省経由でこのような情報はすぐ入るはずである。知っていれば、2020年度末までにJRが整備する計画であると言えたはずである。それを知らなかったことが問題である。

企画財政部長

長期の計画の部分と、翌年度実際に事業を行うかということは、違うところがある。

野本委員

そうではない。短期と長期とを分けるのであれば、それを言えばよい。

企画財政部長

いずれにしても、協議をしている事実がないのではないかとということについては、県としては協議を行っているので、昨日の答弁はその事実をお話ししたものである。

野本委員

何を協議したのか。短期の、来年度予算に係ることを協議したのか。

企画財政部長

JRが京浜東北線について、山手線に次いで、ホームドア設置に向けて整備を進めていくという意向は、県として当然に把握している。また、昨日答弁申し上げたとおり、赤羽駅をはじめ都内、それから県内でもさいたま新都心駅と浦和駅で整備を進めていくといった状況についても、県は当然承知している。その上で、長い期間の中で、来年度どの駅にホームドアを設置できるかというところについて、協議をさせていただいた。このことについて答弁させていただいた。

野本委員

来年度川口駅に設置するかどうかを協議したということか。

企画財政部長

正式な意思決定に至るまでの過程において、前提としてJRが京浜東北線の駅に対してホームドア設置を進める意向があるかということを確認し、さらに最近は具体的に、川口駅及び西川口駅については早期に設置することが可能かということ、JRと協議している。

現在、来年度予算編成のために予算要求を上げている段階であるので、JRが来年度実施する可能性があるのかということについて、協議をしている。

野本委員

来年度に川口駅及び西川口駅にホームドアを設置するかどうかについて協議した。それは来年度予算を編成する上で必要であるからと。そういう答弁でよいか。

田村委員

永瀬議員は設置の見通しについて聞いている。来年度設置できるかどうかを聞いているわけではない。

村岡委員

田村委員の提案というのは、一般質問に対する答弁に虚偽があったのではないかということだと受け止められた。それがあれば問題だし、努力すれば知り得る情報を知りえなかったというのであれば、努力を求めていくことになると思う。新聞の報道がどういうことをいっているかということ自体も検討しなければならないが、我々にその材料がない。そういう意味では、この議運の中で、こういうことを繰り返していったら、答弁のたびにその真偽について議論することになる。検証ができない以上、今議論するよりも、この件については委員長が預かってはどうか。

田村委員

私は新聞報道に基づいて発言しているわけではない。JRの発表資料に基づいて言っているのである。情報収集が遅いというものもあるが、昨日の答弁は「協議を行っている」と言っており、協議を行っていればこんな情報は当然入るだろうと指摘している。

委員長

暫時、休憩する。

平成28年12月定例会 議会運営委員会における発言
(平成28年12月14日(水)第3回)

委員長

企画財政部長に申し上げる。答弁に当たっては、先ほどの議運で意見が出されたが、直近の状況を踏まえ、正確な情報を報告するなど真摯に対応するよう厳重に注意する。

委員長

その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、(2)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、議第33号議案の提案説明終了後とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

なお、12時15分を目途に再開できればと考えている。

委員長

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、準備ができ次第直ちに会議を開くことによいか。

< 了 承 >

村岡委員

協議に入る前に、議運について、一言提案がある。

先ほどの議運の中で、休憩中とはいえ、机を叩いたり、怒鳴り合ったりする場面があった。これは、議会の品位をおとしめるものにもなるので、当事者だけではなく、自分も含めて、議運の委員全員が、そういうことを慎むということを確認することが必要ではないかと思うので、提案する。

委員長

感謝申し上げます。

その意見も踏まえ、この際、申し上げます。

先ほどの議運において、井上航委員から、机を叩く、暴言を吐くなど、休憩中とはいえ、議運委員としての品位を欠く言動があった。

議運委員長としては、看過できない事態である。

については、井上委員におかれては十分反省し、二度と同様の言動を行わないよう委員長として厳に注意する。

先ほど、村岡委員からも発言があったが、皆様、議運委員として品位を保って、埼玉県議会のために御尽力をお願い申し上げます。

委員長

この際、執行部から発言を求められているので、これを許す。

企画財政部長

一般質問における私の答弁について、先ほどの委員会において委員長より、また、委員会後に正副委員長より、改めて厳重なる注意のお言葉を頂戴した。

お詫び申し上げますとともに、議員の皆様にも最新の動向をお伝えすべく、今後とも誠意をもって対応させていただきたいと思っているので、御理解の程、よろしくお願い申し上げます。

委員長

1 議第33号議案についての(1)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 予算特別委員会についてだが、先ほどの議運において、予算特別委員会設置要綱(案)及び議会運営委員会決定事項(案)を配布させていただき、各会派におかれては、持ち帰

り、検討いただいたことと思う。

まず、予算特別委員会設置要綱（案）だが、案のとおり予算特別委員会を設置することでよいか。

村岡委員

基本的にはそれで構わないが、この後、理事会が開かれて詳細を協議すると思うのだが、参考として意見を述べさせていただく。

部局別質疑のときに、質疑者の希望があれば知事の答弁を認めるということを提案したいと思う。

委員長

念のため再度確認する。

予算特別委員会設置要綱（案）のとおり予算特別委員会を設置することでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、議会運営委員会決定事項（案）だが、先ほどの議運で、新たな御提案もあったので、もう少し調整が必要かと思う。

小島委員

予算特別委員会の件を我が会派に持ち帰り検討したところ、発言時間を平等にするためにも、質疑時間は所属委員数で按分して、適正に配分した方がよいのではないかという結論に至った。

村岡委員

議会運営委員会決定事項（案）では、部局別質疑は、1部局当たり2時間30分で、会派別には各会派に10分配分し、残りを按分するとある。また、先ほど意見として、代表者会議を構成していない会派が10分を得るといのはどうかということがあった。しかし、代表者会議に構成されていない少数会派も含めて、10分を割り振った上で按分するやり方を継続すべきだと考える。それが議会制民主主義の考え方の原則だと思う。

小島委員

村岡委員が指摘されたことについて申し上げる。

議員はそれぞれの選挙区から投票によって選ばれてきているので、県民から選ばれてきた議員数に応じて、各会派に発言時間を配分するのが適当だという意見が、自民党では多数を占めた。そのため、今、発言をさせていただいたところである。

石川委員

おっしゃるとおり、平等にという観点からは、所属委員数で按分となる。昨年の状況を見ると、自民党にかなり配慮いただいていた。できれば、その配慮を今年も認めていただきたいと思う。

委員長

皆様の御意見を踏まえながら、正副委員長において、調整させていただいた上で、次回の議運の際に、改めて御協議いただきたいと思うので、御了承願う。

< 了 承 >

小島委員

確認だが、いつ協議を行うのか。

委員長

最終日・12月22日（木）である。

田村委員

その部分だけということではどうか。設置することについては了承されたということではどうか。

委員長

お見込みのとおり、議運決定事項（案）についてのみ最終日に協議する。

村岡委員

お配りいただいた議運決定事項（案）のうち、総括質疑の部分についてだが、2時間30分だったものを5時間とされているが、これには我が会派も賛成する。

また、そこに各会派に10分を割り振るとあるが、質疑時間を倍にするのだから、自動的に配分時間も20分とすべきなのではないかと、私どもの意見として提案する。

委員長

持ち帰って、最終日に協議・決定していただきたいと思う。

委員長

3 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

4 その他に入る前に申し上げる。

請願に対する討論についての申合せ事項ただし書に基づき、討論を希望する場合には、特別委員会日・12月20日（火）午後5時までに、私宛てに申し出てくださいよう、よろしく御協力願う。

本件については、最終日・12月22日（木）の議運で御協議をお願いします。

委員長

その他の（1）次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、最終日・12月22日（木）の朝、午前9時30分とすることでどうか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第直ちに再開することによいか。

< 了 承 >

委員長

1 知事追加提出議案についてだが、塩川副知事の説明を求める。

塩川副知事

委員長のお許しをいただいたので、本日、追加提案をお願いする議案について御説明申し上げます。

お手元の資料「埼玉県議会平成28年12月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧いただきたいと存じる。追加提案する議案は訴えの提起1件である。本議案は、運転免許証不実記載の捜査に係る国家賠償請求控訴事件の判決に関するものである。

本事件については、平成26年9月25日、さいたま地方裁判所において、本県勝訴の判決が出された。しかし、去る12月15日、東京高等裁判所において一審判決を変更し、県警察が行った捜査の違法性を一部認め、損害賠償を命ずる判決が言い渡された。判決内容を詳細に検討した結果、この判決は令状で許可された捜査の範囲を極めて限定的に解釈するものであり、犯罪捜査が著しく制限されるものと考えられる。そこで、これを不服として上告の提起及び上告受理の申立てをするものである。

何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

委員長

ただ今説明のあった知事追加提出議案については、本日の本会議冒頭で上程、提案説明を行い、休憩後の次の本会議で、この議案を除いた知事提出議案を採決した後に質疑を行うことでいかがか。

< 了 承 >

委員長

また、質疑について希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は次の本会議休憩中速やかに、ということはいかがか。

< 了 承 >

委員長

2 各常任委員会、5か年計画特別委員会及び決算特別委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので御確認願う。

< 確 認 >

委員長

3 決算特別委員会「改善又は検討を要する事項」の配布についてだが、決算特別委員長から、本日の委員長報告に係る資料として、お手元の決算特別委員会「改善又は検討を

要する事項」を本会議場に配布したいとの申出があったので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

4 請願に対する討論についてだが、今定例会の請願に対して討論を行いたい旨の申出はなかったので、御報告する。

委員長

5 議会運営委員会の閉会中における特定事件についてだが、お手元の資料1の案のとおり決定することに御異議ないか。

< 異議なし >

委員長

御異議なしと認め、お手元の資料1の案のとおり決定した。

委員長

6 意見書案についてだが、去る12月12日(月)(一般質問中日)までに、各会派から提出された意見書案の柱20件について取りまとめ、調整したところ、お手元の資料2の一覧表のとおり、共同提案5件となったので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

また、その他の6件は、各会派間で調整した結果、全会派一致とはならなかったが、意見書6件を提案していただきたいとの申出があり、これを認めたので、御報告申し上げる。

委員長

7 予算特別委員会についての(1)予算特別委員会の設置についてだが、去る12月14日(水)の議運において、お手元の資料3「埼玉県議会予算特別委員会設置要綱(案)」のとおり、予算特別委員会を設置することで御了承いただいた。

このことについて、本日の本会議において、委員長報告終了後に、議長発議により、異議なし採決でお諮りすることによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)付託事件及び同事件の継続審査の決定についてだが、予算特別委員会に平成29年度当初予算の総合的審査及び関連する事項の調査の件を付託の上、閉会中の継続審査とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

このことについては、本日の本会議において、異議なし採決により、お諮りすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)委員の選任についてである。

本件については、平成28年2月定例会の議運において、会派別配分を行い、委員予定者を確認しているが、公明及び共産党から、西山淳次議員を福永信之議員に、秋山文和議員を金子正江議員にそれぞれ変更したい旨の申出があった。

については、お手元の資料4の名簿のとおり、予算特別委員を選任することでよいか。

< 了 承 >

委員長

このことについては、本日の本会議において、異議なし採決により、お諮りすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

また、正副委員長互選のための委員会を、次の本会議の休憩中に開会することでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(4)議会運営委員会決定事項についてだが、去る12月14日(水)の議運における御協議を踏まえ、お手元の資料5のとおり、議会運営委員会決定事項(案)を修正した。

修正内容は、部局別質疑及び総括質疑の質疑時間について、「会派別質疑時間は各会派に10分を割り振り、割り振り後の残りの質疑時間を各会派の所属委員数で比例按分したものとする」としていたところを、「会派別質疑時間は各会派の所属委員数で比例按分したものとする」としたものである。

この案について、何か御意見はあるか。

石川委員

前回お願いしたことだが、比例按分の案が出たが、我々の会派としては、公平にという視点からは離れるかもしれないが、質疑時間を確保したいということで、できれば前回並みの時間となるようお願いしたい。

村岡委員

前回、正副委員長の責任において調整した案を御提案いただき、その案を会派に持ち帰った。

意見は意見としてあるが、この間、随分と調整に動いていただいたことには敬意を表して、前回提案いただいた正副委員長案を尊重して、これに賛成するというのが私たち会派の立場である。

今、提案された修正案によると、前回、自民の小島委員が意見を述べたとおりに変更したい旨の提案であるが、その案で質疑時間を試算してみると、部局別質疑と総括質疑を合わせると自民だけが274分増え、民進・無所属はプラスマイナス0で、その他の会派は減ることになる。こういう案はとても飲めない。

前回、正副委員長が提案した案で決定したいというのが、我々会派の考えである。

井上（将）委員

前回の議運でも石川委員から話があったが、昨年度の予算特別委員会の発言時間配分については、最大会派の自民の皆様、大変な御理解をいただき、大変感謝している。少数会派であろうとも委員会で意見を述べる機会が確保されたことで、議論も非常に活発になっていたものと思う。

民主主義である以上、選挙で選ばれた議員の数に応じて、会派に発言時間が按分されるというのは理解できる。しかし、少数会派の方々も選挙で選ばれてきているので、意見を述べる時間が与えられるべきだと思う。是非、最大会派の自民の皆様には、この県議会の強者として御寛大な処置をいただきたいと思うので、よろしく願います。

小島委員

委員数に比例して発言時間を配分するのがよいと、我が会派の意見が集約されたので、前回の議運で御提案させていただいた。その後、今回の議運までに、正副委員長に調整の依頼をする、あるいは、我が会派に対してどうだろうかという意見も、全くなかった。私どもとしては、皆様が我が会派の提案に対して御賛同いただいたものだと思っていた。

村岡委員

私たちは、副委員長が意見を聴きにきてくれた際に、我々の意見は伝えてあるので、委員長にも伝わっているものと承知している。前回も申し上げたが、さきに正副委員長が提案した案と今回の案を比較すると、自民以外はプラスマイナス0もしくは減るわけである。正副委員長はどのような判断で、今回の案を提案したのか。

委員長

さきの議運では、今年度の正副委員長案として提案させていただいた。しかし、その後の議運における協議を踏まえ、今回提案した。

ここで議論を整理する。

種々御意見をいただいたが、一方で、本日予算特別委員会が設置されることから、本件については本日決定する必要がある。

今年度の議運決定事項（案）については、各会派の所属委員数に応じて平等に時間を配分するという観点から、案のとおり決定したいと思うが、よいか。

< 反対との声あり >

委員長

それでは、これより採決する。

この案に賛成の委員の起立を求める。

(起立多数)

(賛) 伊藤副委員長、石渡副委員長、野本委員、長峰委員、小島委員、本木委員、
小林委員、田村委員、木下委員、山下委員、萩原委員

(否) 菅委員、井上(将)委員、井上(航)委員、石川委員、村岡委員

委員長

起立多数である。よって、この案のとおり決定した。

なお、今年度の部局別質疑については、6日とすることではいかかがか。

< 了 承 >

委員長

8 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

9 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、63番柳下礼子議員、77番浅野目義英議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に、(2)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、正副委員長互選のための予算特別委員会閉会后とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、委員長報告に対する質疑等の発言通告の手続のため、午後2時を目途に再開できればと考えている。

委員長

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

委員長

1 予算特別委員会正副委員長の互選結果についてだが、委員長に鈴木聖二委員が、副委員長に塩野正行委員及び本木茂委員が、それぞれ互選された。

については、次の本会議の冒頭でこの旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

2 各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 議案(第148号議案を除く。)に対する討論の有無の確認についてだが、15番金子正江議員から第106号議案及び第107号議案に対する反対討論、16番並木正年議員から第106号議案及び第107号議案に対する賛成討論、4番松坂喜浩議員から第106号議案に対する賛成討論、31番秋山文和議員から第122号議案、第133号議案ないし第136号議案及び第139号議案に対する反対討論、17番石川忠義議員から第122号議案に対する賛成討論、5番木下博信議員から第139号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

また、討論の順序は、ただ今申し上げた順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

4 議案(第148号議案を除く。)及び請願の採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その1)のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

5 知事追加提出議案(第148号議案)についての(1)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2) 委員会審査の省略の確認についてだが、省略することによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3) 討論の有無の確認についてだが、なしによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(4) 採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その2)のとおりによいか。

< 了 承 >

委員長

6 知事追加提出議案(人事案件)についてだが、去る12月2日の議運において説明のあった、人事案件についてである。

まず、(1) 審議手続についてだが、人事に関する件であるので、正規の手続を省略し、直ちに採決することによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2) 採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その3)のとおりによいか。

< 了 承 >

委員長

7 議員提出議案についての(1) 案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2) 提案説明の有無の確認についてだが、なしによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3) 質疑の有無の確認についてだが、なしによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(4) 委員会審査の省略の確認についてだが、省略することによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(5) 討論の有無の確認についてだが、14番前原かづえ議員から議第39号議案、議第40号議案及び議第43号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。ほかには、なしによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(6) 採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりによいか。

< 了 承 >

委員長

8 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

9 その他の(1) 2月定例会の会期予定案についてだが、この件については、2月20日(月)～3月27日(月)の日程で、執行部と調整をしているので、報告する。
なお、念のため申し上げるが、正式な会期予定は、御承知のとおり、先例により、議会招集日の1週間前の議会運営委員会で決定される予定になっている。

委員長

次に、(2) 本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。